

## 中小企業等D X支援業務 仕様書

### 1. 総 則

中小企業等D X支援業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。

### 2. 業務の目的・趣旨

気候変動や経済変動等、企業を取り巻く環境は急激に不安定化し、新たな事業環境に合わせた事業変革は、あらゆる業界において最優先の取組事項となっている。

その解決策として、デジタル技術を活用した業務変革（以下「D X」という。）が考えられるが、知識やノウハウの不足等の理由により、投資に踏み切れない企業が多い。

そこで本業務では、D Xに取組む市内中小企業の事業活動を支援する。

### 3. 業務の概要

#### （1）全体マネジメント業務

当該業務のマネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

#### （2）セミナーの開催

静岡商工会議所と連携したセミナーを開催する。

#### （3）企業の募集・選定業務

上記（2）のセミナーに参加した企業の中から、伴走支援の対象とする企業を募集し選定する（10者以上）。

#### （4）伴走型成長支援プログラム実施業務

上記（3）に基づき選定した企業（以下「参加企業」という。）に対して、D Xに向けた伴走型支援を行い、伴走支援の実施状況について委託期間内に報告会を実施する。

#### （5）伴走支援企業への機器導入等支援業務

本業務の参加企業は、D Xに取り組むために必要な機器等について別途補助金の交付を受けることができるため、この申請支援を行う。

#### （6）事例集作成業務

本業務の取組みを地域で共有することにより、地域全体のD Xを促進することを目的に、情報発信用のコンテンツを制作する。

#### （7）報告書作成業務

各業務の結果等に係る報告書（電子媒体）を作成し納品する。

#### 4. 業務の仕様

##### (1) 全体マネジメント業務

- ア 本業務の目的を達成するため、専ら当該業務に関わるスタッフを配置するとともに、当該業務のマネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。
- イ 本業務が効率的に遂行できるよう、委託者と協議・調整の上、業務スケジュールを設定・作成し、業務開始前に委託者へ提出すること。
- ウ その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託者との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。

##### (2) セミナーの開催

- 静岡商工会議所と連携したセミナーを開催すること。

##### (3) 企業の募集・選定業務

- ア 募集対象 募集・選定企業は、以下の項目を全て満たすものとする。
  - (ア) (2) のセミナーに参加していること。
  - (イ) 市内に主たる事業所を有する中小企業であること。
  - (ウ) 明確な経営理念や事業活動のビジョンを有しており、成長意欲がある企業であること。
  - (エ) DXが、当該企業の成長要因となる企業であること。
  - (オ) 市内のDX推進のロールモデルとなることが期待できる企業であること。
- イ 手 法 以下の項目に基づき、委託者と協議・調整の上業務を実施すること。
  - (ア) 公募とする。
  - (イ) 募集・選定期間は、契約締結日から令和6年8月末までの期間を目途とする。
  - (ウ) 上記(イ)に基づき、応募受付を行い、提出書類を確認すること。

##### (4) 伴走型成長支援プログラム実施業務

- ア 内 容 参加企業に対して、専門的知見をもってDX推進計画（構想）を作成し、期間中の伴走型支援を行う。
- イ 対 象 上記(3)に基づき選定された企業（10者以上）
- ウ 期 間 伴走支援期間は業者選定後から令和7年2月末までとする。
- エ 手 法 (ア) 各参加企業に対し、個別の伴走型支援を実施する体制を整え、速やかに支援を開始すること。  
参加企業との初回面談は必ず対面で実施し、それ以降の面談に関しては、少なくとも3回以上を現地で行うものとする。  
(イ) 支援体制の組成にあつては、上記(3)の業務遂行期間中に検討し、委託者及び必要に応じて階部関係機関と協議・調整の上、決定すること。

- (ウ) 参加企業のビジョンや事業計画等に基づき、DXの効果が最も見込まれる取組みを集中的に支援すること。
- (エ) 受託者は以下の点に留意のうえ、参加企業ごとの支援期間中の目標を具体的に設定し、目標到達までのプロセスを示すこと。
  - a 対象企業の自立的な取組となるよう考慮すること。
  - b 実現性が高く、効果が望めるよう考慮すること。
  - c 費用対効果が望めるよう考慮すること。
  - d 想定されるリスクについても考慮すること。
- (オ) 令和7年3月14日までに市内で会場を確保し、報告会を開催すること。なお、報告会は外部に公開するものとする。
- (カ) 受託者は参加企業の応諾を得たうえ、各種メディア向けに本業務のPR活動を行い、メディア媒体への掲載を推進すること。
- (キ) 本業務実施に当たって使用した資料については(6)-イに合わせて納品すること。

#### (5) 伴走支援企業への機器導入等支援業務

本業務への参加企業は、DX推進に係る経費について、委託者が別に交付する補助金申請することができるため、導入機器の提案など申請に係る支援をすること。

<補助金内容(予定)>

- ア 補助率 補助対象経費に3分の2を乗じ、千円未満を切り捨てた額。
- イ 上限額 30万円
- ウ 対象経費 機器等の購入、追加コンサルなど

#### (6) 事例集作成業務

- ア 内 容 参加企業に対し、伴走支援中の取組み等に対する取材を行い、取組み事例集を作成すること。事例集は、その全部または一部を静岡市の有する広報媒体や委託者が作成する資料において使用することを前提とし、詳細は委託者と協議の上決定すること。
- イ 対 象 事例集掲載企業の選定については委託者と協議の上、決定する。
- ウ 納品形態 電子媒体

#### (6) 報告書作成業務

- ア 作成手法 上記(1)～(5)に示すことを基本とし、文章・視覚的表現を用いた報告書を作成する。ただし、報告書に記載する項目及び内容等は、事前に委託者と協議の上、決定すること。

- イ 納品形態 (ア) 報告書 (電子媒体)
- a ファイル形式 委託者と協議の上決定する。
  - b 内 容 (a) 報告書 (完全版)  
(b) 報告書 (要約版)
  - c 納 品 電子記録媒体 1部
  - d そ の 他 委託者ホームページへの掲載項目及び内容は、  
委託者と協議の上決定する。

ウ 納品先 静岡市経済局商工部産業振興課  
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎5階

## 5. 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

## 6. 疑義等

業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。  
なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

## 7. 業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を磁気記録媒体等にて速やかに委託者に報告する。ただし、その内容にあつては、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。

## 8. 留意事項

- (1) 業務実施にあたり、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者等と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本業務に基づく、制作物や成果物等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に普く活用できるものとする。
- (3) 制作物の作成にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合にあつては、必ず管理元に対し、加工修正後の状態での許諾を取った上で使用すること。
- (4) 業務執行に際し必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。また、業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物 (以下「既存著作物等」) が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。

- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。
- (6) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (7) 受託者は、各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議を行うこと。
- (8) 業務実施に際して委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。